○只見町結婚相談員設置要綱

昭和53年6月30日訓令第10号

只見町結婚相談員設置要綱

(目的)

第1条 只見町の地域後継者育成対策の一環として、後継者の結婚相談を円滑に進めるために結婚 相談員を置くことができる。

(定数及び委嘱)

- 第2条 結婚相談員の数は、6名とし、当町に生活の根拠をもち人格高潔で、地域振興に理解と熱意を有し、次のいずれかに該当する者の中から町長が委嘱する。
 - (1) 仲人の実績をあげている者
 - (2) その他結婚相談等の経験のある者

(任期)

- 第3条 結婚相談員の任期は2年とする。ただし、再委嘱することができる。
- 2 欠員が生じたときの委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解職)

第4条 町長は、結婚相談員に特別の事由があるときは、任期中といえども解職することができる。 (その他)

第5条 この要綱に必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和53年7月1日から施行する。